

## 6

## Web ページの活用

## (一) 情報収集

Web ページは、情報を収集する際に大変役に立ちます。インターネット上の情報の量は想像をはるかに超えるものであり、例えば、ある用語をキーワードにして検索サイトで検索した場合、関連する Web ページが 100 万ページを超えることは珍しいことではありません。

インターネットに接続することによって、Web ページは簡単に閲覧できる上、その情報の多くは無料で提供されており、調べ学習などの情報収集にも威力を発揮します。

博物館や美術館などの Web ページを閲覧すると貴重な写真を解説とともに見ることができます。なかには、アニメーションや映像で解説している Web ページもあります。

例えば、旅行を計画する場合、インターネットから列車や航空機の時刻表や運賃を調べ、食事や宿泊する施設、観光スポット、名産品、イベントなどの情報を集め、自分の旅程表を作ることができます。また、出発当日は、目的地の天気を調べればいいでしょう。

インターネットは、世界中の多数のサーバコンピュータが相互に接続され、それらのサーバが Web ページや電子メールなどのサービスを提供することで成り立っています。また、そのサーバの中に、企業や公的機関だけでなく多くの個人の Web ページが保存され、全世界に公開されています。インターネットは、まさに情報の宝庫であるということが出来ます。

## (二) 著作権侵害

インターネットがますます発展していくと、私たちの暮らしも豊かになります。しかし、それとともに、さまざまな権利侵害が起こっています。コンピュータやインターネットが普及することにより、情報が容易に得られ、その情報を簡単に加工し、発信することができるようになりましたが、Web ページで発信されている情報が著作物であるため、著作権侵害も容易に起こり得ます。

著作権は著作権法により保護されています。著作権法第 1 条では、その目的を「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」としています。したがって、著作権法を著作物の使用の制限としてとらえるのではなく、著作者等のもつ権利を保護するものであり、そのことで、社会の文化の発展を促進するものととらえる必要があります。

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいい、著作物を創作する者を著作者といひます。例えば、生徒の作成した作文、絵画やコンピュータのプログラム、データベースなども著作物になり、作成した生徒は著作者となります。また、著作権は、登録などをしなくても、著作物を創作した時点で自動的に著作者に与えられる権利です(無方式主義)。

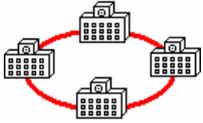
著作者は、著作物を複製する権利(複製権)や公衆に対して送信する権利(公衆送信権)などさまざまな権利をもちます。インターネットに公開し、不特定多数の人に見てもらふことも著作者の権利です。

Web ページで公開されている文章、写真や絵なども著作者の権利が保護されているため、著作者の許諾を受けずに複製や転載をおこなうと著作権侵害になります。

また、著作権以外の知的所有権として、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、周知名称、商品形態等があり、法律で保護されています。

さらに、個人が写っている写真には肖像権があり、許諾なしに Web ページに掲載することはできません。

Web ページからは、文章や写真を簡単に複製できますので、学校で Web ページを作成する際に、生徒が意識せずに著作権やその他の権利を侵害することがないように注意する必要があります。



## 学校の教育活動と著作権

著作権法は、著作者の人格的な利益を守る著作者人格権と財産的な権利である著作権（著作財産権）、著作物の実演家やレコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の権利である著作隣接権について保護しています。

これら著作者の権利には、次のような制限があります。

私的使用のための複製（第 30 条）、図書館等における複製（第 31 条）、引用（第 32 条）、教科用図書等への掲載（第 33 条）、学校教育番組の放送等（第 34 条）、学校その他の教育機関における複製（第 35 条）、試験問題としての複製（第 36 条）、点字による複製等（第 37 条）、聴覚障害者のための自動公衆送信（第 37 条の 2）、営利を目的としない上演等（第 38 条）、時事問題に関する論説の転載等（第 39 条）、政治上の演説等の利用（第 40 条）、時事の事件の報道のための利用（第 41 条）、裁判手続等における複製（第 42 条）、情報公開法等による開示のための利用（第 42 条の 2）、翻訳、翻案等による利用（第 43 条）、放送事業者等による一時的固定（第 44 条）、美術の著作物等の原作品の所有者による展示（第 45 条）、公開の美術の著作物等の利用（第 46 条）、美術の著作物等の展示に伴う複製（第 47 条）、プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（第 47 条の 2）、複製権の制限により作成された複製物の譲渡（第 47 条の 3）

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

これらは、著作物を使う側からは許諾を得ることなく利用できる権利のように見えますが、公共の福祉の観点から、著作者の権利を制限し、他人の知的所産を再利用するための社会の知恵であるともいえます。しかし、それぞれの条文には条件が記述されており、個別の状況において、条件を満たしているかどうかを検討する必要があります。

著作権法第 35 条により、学校においては、著作物の複製が可能であるように思えますが、どのような場合でもよいとしているわけではありません。条文では、「学校」において「教育を担当する者」及び「授業を受ける者」が、「その

授業の過程における使用に供すること」を目的として、「公表された」著作物を複製することができるとしています。その場合でも、「必要と認められる限度」での複製であり、「著作権者の利益を不当に害すること」になった場合は認められません。

学校の Web ページを作成し、インターネットに公開する場合は、著作権法に基づき、掲載物を点検する必要があります。例えば、自校の校歌を掲載するときは、社団法人日本音楽著作権協会に問い合わせるなど、権利関係を十分に把握しなければなりません。

また、著作権法だけで解釈できない場合もあります。例えば、学校の文化祭などで、ビデオを上映する場合、営利目的でない無料による上映は、著作権法第 38 条により許諾を得る必要がありません。しかし、そのビデオがレンタルビデオ店から借りたもの場合は、個人で視聴することを条件とした契約のもとで貸し出されていますので、学校での上映は契約違反に問われます。

学校情報ネットワークにおいても、著作権法を守って活用する必要があります。学校では、授業に各種の資料を用いることが多いのですが、著作権法第 35 条の著作権に関する規定は、授業の過程におけるものであるとの認識が必要です。例えば、次のような例は、著作権侵害になります。

漫画雑誌の Web ページから、主人公の絵をコピーして友人にあげる。

気に入った Web ページの一部分や全部を、自分の Web ページのフレーム中や画面にコピーして、インターネットで公開する。

自分で買った CD の音楽を、自分の Web ページ上で流す。

友人の買ったゲームソフトを借りて自分のパソコンにインストールする。

生徒が学習の成果を Web ページで発表するようなことが、これからは増えるものと予想されます。その際、他人の著作物を無断で使用することはできないことを理解させ、著作者から許諾を得る方法を学ぶことも情報モラルのひとつとして教える必要があります。



# 素材の活用

- 1 本時の位置 Web ページの閲覧と検索サイトの利用、電子メールの送受信に慣れ、Web ページ作成で画像データの貼り付けができるようになったのちに実習と関連づけて行う。
- 2 指導目標 著作権を始めとした知的所有権について理解させ、著作権者等から許諾をもらうなどの権利処理の方法を習得させる。
- 3 目標行動 著作権を始めとする知的所有権を侵害せずに素材の活用ができる。著作権等の権利を尊重して行動し、他人の著作物を使用する際には権利処理ができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
  - ・ 知的所有権
  - ・ 著作権
  - ・ 肖像権
  - ・ 著作権法
  - ・ 権利処理
- 5 準備 フリー素材を提供している Web ページ及び知的所有権、著作権等に関する Web ページの URL を調べる。

## 6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	Web ページの画像の貼り付け	自分の Web ページに写真やイラストを貼り付ける方法を復習する。	画像ファイルの Web ページへの貼り付け方法は前回の授業で行っておき、ここで確認させる。	写真やイラストの貼り付けができたか。
展開	素材の活用  Web ページからの素材	素材集から、気に入った写真やイラストをいくつか選び、Web ページに貼り付ける。  インターネットの Web ページから素材を選ぶ。 貼り付けは行わない。	フリーの素材集を生徒に提示し、そこから画像ファイルを選択させる。 解説文の入力をさせてもよい。  自由に検索させるか、美術館や博物館などの Web ページを指定して、選択させてもよい。	写真やイラストの貼り付けができたか。  目的を持って選択できたか。

展 開	著作権	著作物と著作権について学習する。	生徒の作品を通して、著作物を理解させ、著作権について説明する。	Web ページに記載されている著作権表示 ( xx©2001 など ) について説明できるか。
	著作権法	著作権や著作権法について Web ページで調べる。	Web ページの情報は著作権を保有していることを理解させる。 検索サイトを使って調べさせるか、参考になる Web ページの URL を示す。 ( 社団法人著作権情報センター参照、 <a href="http://www.cric.or.jp/">http://www.cric.or.jp/</a> )	著作権法の目的を説明できるか。
	その他の知的所有権	著作権とはどのような権利かを知る。	なぜ、無断で複製、使用することが権利侵害なのかについて考えさせる。	アニメの登場人物や商品名などの無断使用も権利侵害であることを説明できるか。
	肖像権	知的所有権について知る。	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、周知名称、商品形態等について例示して説明する。	有名人や芸能人の写真もその写真の著作権以外に肖像権があることを説明できるか。
	権利処理	写真の扱いについて考える。	本人の了解なしで写真を撮られたり、撮られた写真を無断で公表、利用されたりした場合にどのように感じ、なぜ人権侵害であるかを考えさせる。	著作物の使用の許諾を得るなどの適切な権利処理ができるか。
まとめ	権利処理	インターネットの Web ページから選んだ素材の著作権者に使用許諾を得る方法を考える。	利用の対象、目的、形態、期間などを明示して、電子メールを送るなど、権利処理の体験をさせてもよい。	著作物の使用の許諾を得るなどの適切な権利処理ができるか。
まとめ	まとめ	なぜ、このような権利が存在し守られなければならないかを考える。	窮屈な印象を与えずにクリエイティブな活動を認め合う態度の育成を図ること。	著作権法等が社会の文化の発展に寄与することを説明できるか。